

V 指針の設定

1. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する指針

3つの目標を受けて、基本施策を検討、実施していく際の指針を、次の通り3つ設定します。

指針	① 土地本来の生物多様性を保全・再生する	② 生物多様性の持続可能な利用を伝承・発展させる	③ 生物多様性とともにある地域社会を築く
----	-------------------------	-----------------------------	-------------------------

(1) 土地本来の生物多様性を保全・再生する

生物多様性は、それぞれの土地ごとの風土・気候や人による働きかけの歴史などによって、「生態系」「種」「遺伝子」のレベルごとに多様な姿を表します。土地本来の生物多様性の状況把握に努め、適切な保全を図ります。損なわれた生物多様性については、その土地本来の生態系を手本として再生を目指します。また、外来生物については分布状況を把握し、対策を検討、実施します。

(2) 生物多様性の持続可能な利用を伝承・発展させる

生物多様性は、市民生活や産業、文化の基盤となっています。昔から活用されてきた生物多様性のめぐみの利用方法について、現在に伝わるものはその知恵を保全し、市民生活や産業・文化振興の活動などを通じて、未来への確実な伝承を図ります。また、科学の進歩や社会情勢の変化に対応し、新しい持続可能な利用方法を研究し、発展を図ります。

(3) 生物多様性とともにある地域社会を築く

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるためには、市民や事業者、行政がそれぞれの立場で生物多様性の重要性を認識し、協働・連携するとともに、コンセンサスを得ながら、役割に応じた取組を進めていく必要があります。市民や事業者が生物多様性を尊重する社会の実現を目指すよう、社会教育や学校教育などあらゆる機会を捉えて、生物多様性のめぐみに触れ親しむ機会の創出を図ります。また、日常生活や事業活動の中で取り組むことができる生物多様性保全・再生のマニュアル作成などをすすめます。